令和3年9月6日

保護者各位

志免町教育委員会

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が

確認された場合の対応について

　日ごろから、本町の学校教育にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

　志免町立小中学校におきましては、子どもたちの学びの保障や心身への影響等の観点を考慮し、一斉の臨時休業は行わず、感染防止対策を徹底した上で学校教育活動を継続させていただいております。

　夏休み前は、志免町立小中学校で感染が拡大するようなことはありませんでした。しかし、今後の感染拡大が懸念されます。

　そこで感染者が確認された場合には、感染の拡大を防ぐために、文部科学省が示すガイドラインに従って、下記のような対応をいたします。

　引き続き、感染防止へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、当該感染者等を出席停止とします。

２　濃厚接触者等の特定など感染状況の全体像が把握できるまでの期間や校舎内の消毒に要する期間については、必要な学級・学年・学校の単位で、臨時休業を行います。

　※　この間に、PCR検査対象となった児童生徒や教職員は検査をすることがあります。

３　感染が拡大している可能性がある場合においては、状況に応じて学級あるいは学年・学校で臨時休業を行います。期間は5~7日程度を目安とします。

参照

【文部科学省】「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第１版）

https://www.mext.go.jp/content/20210827-mxt\_kouhou02-000004520-1.pdf